

県立都市公園指定管理者選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1 県立都市公園（教育委員会所管分を除く。以下同じ。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を選考するため、県立都市公園指定管理者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、県立都市公園における指定管理者の選考を行うほか、指定管理者制度に関して必要と認められる事項について、知事に対し提言等を行う。

(組織)

第3 委員会は、委員4名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係する団体からの推薦があった者
- (3) 県土整備部道路都市担当技監

(委員の任期等)

第4 委員の任期は、県立都市公園の指定管理者を指定するまでの期間とする。ただし、知事は委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、県土整備部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。